

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル 幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

淳ちゃん事件と現代世相	松枝 佳宏……………2
「規制緩和」は人間労働を機械部品化する	上野 建一……………3
「行革・規制緩和」にキツパリ反対を	鈴木 賢二……………5
―労働者が社会の主人公(上)―	
労働基準法女子保護規定の廃止について	徳住 堅治……………9
―日本労働弁護団幹事長声明―	
リストラに抗して……………11	
―組合役員選挙に立候補しました―	
今こそ現場の声を全国大会へ……………12	
―「郵政民営化」宣伝をはねのけて―	
「和解勧告」をこう考える	国労・帯広闘争団……………14
資料一 和解の席への格段の努力を	国労回答……………14
資料二 合意形成に努力	中労委回答……………15
眠っている古典を開いてみませんか	大西 滋……………15
―「松山古典学習会」三つの効用―	
読者からのおたより……………16	

旬刊 社会通信

NO. 675

一九九七年七月二日号

一九九七年七月二日発行
(毎月一日・二日・二日三回発行)

淳ちゃん事件と現代世相

松枝 佳宏

告発されるべきは社会の矛盾

「北須磨」事件はこの社会に大きな不安を巻き起こし、現地では厳戒体制が続いている。公園で遊ぶこどもたちの姿が消え、学校や塾の送迎やこどもの不安をとり除くため、職をやめた母親もあるという。

私たちは一日も早い解決をのぞむとともに、いつどこでも起こり得る事件に、どう考え、どう行動するか、真剣に考えさせられる。そこからすると私たちはこの事件及び事件の経過から、告発されるべき社会の矛盾についてあらためて問い返す必要がある。

淳ちゃんの事件は、余りにも凶悪、残忍な事件であるため、マスコミは連日センセーショナルなとり上げ方をしている。だがこの社会は矛盾に満ちみちている。学校教育関連の問題にしても、いじめによる自殺、青少年犯罪の増加、「援助交際」、「不登校」など暗い風潮が社会をおおっている。受験競争、管理教育など実に様々なことが問題にされ、そのつど改善が叫ばれ、学校生活の「ゆとり」だけでなく社会全体の「ゆとり」が強調されてきた。しかし、現在進行中の中央教育審議会では、「とび級」「校区自由化」など、こどもたちに一層の競争を押しつけようとしているし、行政改革会議は、教員の定員削減、公教育の放棄に踏み込もうとしている。

神戸に関係していえば、震災、通り魔事件そして今回の淳ちゃん事件で、こどもたちの「心のケア」が問題になっている。確かに、こどもたちに安心を取り戻してもらうためには、対症的なケアも必要であろう。しかし、根本的に考えてみる必要がある。なぜいま、「四〇人学級」から「三〇人」「二〇人学級」の実現の声があがらないのか。友だちに教員がたくさんいるが、本当に彼らは疲れきっているし、ゆとりがない。こどもにもゆとりがないという。「学級経営をうまくやれ」と管理が強まっている。教員にゆとりがなく、真の心のケアもあるまい。

話しはかわるが、大震災の過程の中で復旧、復興が本格化し、企業が再開すると、避難所から、中堅男性が消えた。震災直後、老若男女が助け合い、これこそが人間連帯、自治の台頭かと思える姿があった。しかし、企業社会は競争社会として町や家族を規制している。通勤時、何をそんなにあわてるのか、エスカレーターをかけ足でのぼる、そしてその前に立ちふさがる人がいると、心の中でチエ、と舌打ちする、こんな「私自身」を発見してぞっとすることがある。時には疲れ切つてエスカレーター上でしゃがみ込みたい「私自身」を考えるゆとりさえない。企業戦士の「側面」といつてしまえばそれだけだが、何と「自己」「私自身」を見失い、そのために「他人を考える」ことのできない、自己中心主義であることか。「急ぐ人のために、左側をあげて下さい。」地下鉄三宮駅のエスカレーターの側面に書かれている標語は、この社会の一断面を典型的に表現している。

男女雇用機会均等法の改正とともに労働基準法の女子保護規定の撤廃が決まった。続いて労働諸法規の改定も企図されている。極論すれば、女性も深夜労働や残業が規制なしということだ。これは女性が企業戦士化することだけでなく男女がいりまじったさら

なる競争の激化であり、不安定雇用。失業の増大を意味する。このような中で家族団らんはあるのか。

競争の激化とともに、生存の不安定性が増大し、社会不安が沈潜している。凶悪事件の背景にこのような社会の矛盾があるのではあるまいか。

こどもたちも社会の成員である。彼らを社会の矛盾から強制的に隔離することは不可能である。要は、社会の矛盾に大人、こどもが共同でたち向うことが求められている。

ゆとりある社会とは何か。そしてゆとりある社会が即実現するとは思われない。このような社会をかえていく、その闘いこそが真の人間の連帯を実現するものとして重要ではあるまいか。

「規制緩和」は人間労働を機械部品化する

上野 建一

総保守体制と「近衛体制」

いわゆる総保守体制の政治が、具体的に反国民的性格を、ロコツに表面化していることを、先日閉幕した国会（第四百四十回通常国会・いわゆる予算国会）の「軌跡」をみるとき強く感じさせられる。総保守という戦後最大に肥大化したこの保守政治勢力が何をやるうとしているのかということを考えるとき、背筋の寒くなるものがある。沖縄の米軍基地を戦中から五十数年の今日なお、返還どころか憲法に反して固定化し、一層の日米の軍事同盟を強化するものになったのが「駐留軍用地特別措置法」の改悪であった。この措置法に賛成したのが衆院で九割、参院で八割だったのだから、まさに「翼賛政治」である。翼賛政治とはいうまでもなくファシズム体制のことである。大政翼賛会の発会式で近衛文麿首相は次のように挨拶した（一九四〇年十月）。

「わが国は正に一大転機に際会し、外に善隣との盟約を固うし、内に新体制を樹立し、大東亜の新秩序を確立するとともに、進んで世界新秩序の建設に邁進いたさねばならぬ」。さらに近衛は宣言・綱領を表明せよといわれればと前置きして「それは『大政翼賛の臣道実践』ということであり、『上御一人（注・天皇のこと）、に対し奉り、日夜それぞれの立場において奉公の誠をいたす』ということにつきる」といつている。

一九四二年四月東条英機首相は、太平洋戦争の初期における戦勝を背景に国会の翼賛体制の完成をめざして衆院選挙を行った（第二十一回）。これが悪名高い「翼賛選挙」といわれるものである。戦争協力勢力で固めるために選挙干渉をきびしく加えた。結果は当選者四六六名（定数）のうち翼賛会推薦候補は、三八一人が当選した（投票率八三・二％）。まさに八二％をしめる議席である。戦争中東条が権力を総動員して行った結果であるが、今日では小選挙法で総保守体制が九〇％である（衆院・特措法賛成）。自民党の幹部の発言からも飛び出したように、「翼賛政治」は議会制民主主義を破壊するものであって政党を否定することになる。予想以上に大変な政治状況になってきたと思う。

憲法改悪そして社民党への期待

総保守の政治体制のめざすものは、いうまでもなく憲法の改悪である。沖繩米軍基地のための措置法に勢いを増幅した自民党と新進党などのタカ派は急速に改憲の条件を整えようとしている。そのための推進議員連盟（正式には憲法調査委員会設置議員連盟）が自民、新進に加えて太陽、さきがけ、民主の三党の中から三七〇議員によって結成された。この議員連盟は、国会で正式に改憲を論議する「憲法制度調査委員会」の設置を次の国会では実現しようとしている。

秋の臨時国会を舞台に、日米軍事同盟の発展・強化のためのガイドライン論議とともに改憲への動き、策動は一層進展するものと考えられる。それにしても社民党が「特措法」に反対したのは今後の護憲運動のために大変よかつたと思う。閣外協力ではあつても社民党はまさか賛成はすまいと考えていたが、しかし最近の社民党では危ないという意見も多かっただけに心配であつたのである。社民党の県連合や総支部段階では改憲や関連する反動立法に賛成する人は極めて少ない。それだけに社民党は今日の情勢を考えるととき一日も早く閣外協力から脱出して、改憲阻止の共同闘争・統一戦線づくりの中核になるべきではあるまいか。社民党再建の最後のチャンスである。土井党首にその決断を望むものは私たちの一人や二人ではない。

今度の国会での重要法案に新社会、社民と民主の三党はどういう態度だったのかを見ると次のようになる。

第一四〇回国会・重要法案の賛否について

九七年度予算案	消費税引上げ、特別減税廃止、国民生活破壊の予算	新社会	社民	民主
駐留軍用地特別措置法	憲法違反の恐れ、米軍基地を固定化	×	○	×
医療保険法	2兆円の国民負担増	×	○	×
臓器移植法	修正で提供者に限り脳死を認める	×	○	×
介護保険法	「保険あつて介護なし」の恐れ	×	○	×
児童福祉法	措置制度から契約制度による保育へ	×	○	×
男女雇用機会均等法	労基法的女子保護規定を撤廃	×	○	×
独占禁止法	純粹持株会社の解禁	×	○	×
N T T 法	持株会社方式でN T Tを分割	×	○	×
日銀法	日銀の独立性確保が不十分	×	○	×
金融監督庁設置法	大蔵省から金融の検査・監督を分離	×	○	×
都市計画法・建築基準法	建築基準の緩和	×	○	×
N P O 法	法人格付与、管理色が強い	×	○	×
サッカーくじ法	サッカーくじの導入	×	○	×
災害被災者支援法	阪神・淡路大震災等の被災者支援	×	○	×
民法改正	選択的夫婦別姓制展の導入	×	○	×

○＝賛成、×＝反対、△＝党議拘束せず、※（修正協議には参加）

（継続扱い）
（継続扱い）
（継続扱い）
（廃案）

労組は役割を果たせ

右の表を見れば、社民党は勤労国民にとってマイナスの法案にほとんど賛成している。社民党が閣外協力をしているのは、現実の政治で政府に悪法を出させないためであり、勤労国民の生活と権利を後退させないためであろう。しかし事態は逆である。社民党とさきがけを盾に悪法を次々と出し、成立させている。これからどうなるか。「行革」と「規制緩和」によって勤労国民はかつてない悪条件のもとに働かされることになる。『世界』七月号の熊沢誠甲南大教授と内橋克人評論家の対談は、今のままでは労働の流動化、人間労

働が機械の部分と同じように扱う（ジャスト・イン・タイム）ことになる」と話している。そこには人権もささやかな幸せも存在しないであろう。

このような状態（労働の実態）をもたらず労働の「規制緩和」とたたかうためには、何よりも労働組合が本来の役割を果たすことである。しかし今の大労働組合は（連合傘下の大部分は）組合員に頼られる存在ではない。労働組合運動の再建が求められる所以（ゆえん）である。労働運動の再建のためには、勤労者の党、護憲の党であるならば（そう主張しているならば）、積極的に政党としての労働政策を確立し、行革・規制緩和と対決しなければならぬはずである。

たとえば、女性の深夜業などを規制してきた労働基準法の女子保護規定は撤廃され、九九年四月から実施される。それでは女性は時間外労働を男性と同じ賃金で働くのかというところではなく安い賃金で働かされる。すでに女性パートを深夜二―三交替で働かせようと考えている経営者もいるという。従業員の非社員化を進め、継続雇用の責任をまぬがれ低賃金で働く人たちの比重を高める。新自由主義経済は働く者の犠牲によるしか成り立たない。

教育と「平成の妖怪」

自民党を中心とする保守政治勢力は、財界の（この中核は多国籍企業）国際的競争に生き残るための「大競争」に勝つためのいろいろの要求を受け止め、現実の日本社会のなかで実現しようとしている。行革・規制緩和は財界の要求の最大のものである。憲法改悪のできる政治勢力の結集、思想的勝利のためにマスコミと教育界を制圧しなければならぬ。自民党の「教育改革」は日教組本部の協力を得て着実に進行している。民主的平和的教育のよりどころであった「教育基本法」は道徳教育の強化のためにという立場から改悪しようという画策が自民党では開始されている。新保守主義のイデオロギーをマスコミを通じて確立しようとしている。中曽根元首相が目立つのはそのためである。新国家主義思想と勲一等菊花大授章で身をかためた中曽根氏は「平成の妖怪」に久わしく激しく動いている。これに対して、われわれは科学的社会主義の思想（物の見方、考え方）で再学習し、再びやってきた反動攻撃にたたかわなければならぬ。職場で働く人たちの生活と権利を守るために、護憲の旗を高く揚げながら足下に現れているいろいろのたたかいに共同闘争の方向で頑張ることではないだろうか。

「行革・規制緩和」にキツパリ反対を

鈴木賢二

—労働者が社会の主人公（上）—

はじめに

私の問題意識を、結論から先に申し上げると、一つは、なぜ今「行革・規制緩和」か、「行革」などが出てくる、経済的・政治的状況について、深く本源的に捉えること。二つ目には、では「行革・規制緩和」とは何か、政府や独占資本が、言ったり、やろうとしているその中身について、それは働くものにとっては、体制的合理化の貫徹以外のなにもでもない、ということ把握することである。三つ目には、結局その攻撃は、他のところ

ではなく、あらゆる、自分のいる職場末端で具体的に、実践されるということである。従って、他人ごととしてではなく、自分の職場、自分の生活の場で、二重三重の搾取強化となるということ。四つ目には、これら体制的合理化と闘うためには、相手の攻撃の全体像を捉えること。そして、自分の職場での個々の闘いを、全体との関係で有機的に捉えることによって、闘いの陣立て(戦略・戦術)を考えることが可能となる。五つ目には、この攻撃は、厳しいけれど、私たちは必ず勝利することができるという、勝利の展望をきちんと持つということ、そのためには既存の「社会主義」がなぜ崩壊したのか、などの総括は不可欠であると考ええる。それではそれらについて、もう少し詳しく、自分の思っていることを述べてみたい。

社会が沈没してしまうのか

「行革・規制緩和」が、資本金・政府・マスコミ、そしてそのお先棒を担ぐ労働組合の幹部までもが声高に叫ばれる。「それを断行しないと将来の日本がだめになってしまう」かのように。これは本当か？ 誤解を怖れず言えば、たぶん、本当のことだろう(ただしそれは、資本主義がだめになってしまおうという意味においてである)。なぜなら、常に利潤を求め、競争を強いられることなくして発展できない資本主義の仕組みから発生している矛盾だからである。昔、イギリスの話だと思うが、子供が父親に対して「なぜ、お父さんは失業したの」と質問したところ、父親が「それは、物をたくさん作りすぎたから、失業したのだよ」と答えた。

そういう意味のことわざがあったが、まさに資本主義という制度自体が、物がなくて失業するのではなく、物が出来すぎたがために、過剰生産、過剰資本がために、過剰労働力として失業するのである。資本主義社会は、原料や機械などの生産手段と、労働力商品を使って商品生産を行う。その商品生産の過程で、労働力に含まれる剰余価値の生産を商品に付加して、その商品を市場で販売して、また再生産を行い、拡大発展していく社会である。コンピュータが発達し、どの商品をどれくらい作るかについてある程度の予測はできるものの、あくまで、基本は競争で成り立っている社会なので、どの商品をどれくらい生産し、それが、どの程度売れるかは不明なのである。商品生産にあたっては、あくまでも「死の跳躍」を賭して行うのである。

「特殊な性格の不況」について

かつて、資本主義社会は、その社会の成立以降、約十年間隔で、好況と恐慌と不況を繰り返してきた。これを「循環性の恐慌」と呼んでいる。資本主義が発生して一番進んだイギリスでは、一八七七年ごろから起った全面的な過剰生産恐慌に陥り、その後、くるはずの「好況」は訪れることなく、永々と、いつ果てるともなく長く続く、「特殊な性格の不況」を「憂鬱な時代」とエンゲルスは表現し、一八八五年三月一日ロンドンの「コムン・ウィール」誌に発表した、「イギリスにおける労働者階級の状態」一八九二年版への序文(新潮社・M・E選集、二二―二二頁)や、『資本論』の英語版への序文(岩波文庫・一冊目五〇頁)でも同趣旨のことを、エンゲルスは強調して訴えている。過剰生産恐

慌は、資本主義社会特有の特徴であるとともに、この頃、資本主義社会に成ってから歴史上初めて発生した、循環性でない、「恐慌の後に永々と続く特殊な性格の不況」が社会を覆った。

この特殊な性格の不況は、今日まで三回発生している。一八七七年から第一回目であり、一九二九年、世界を覆った大恐慌、それに続く不況が戦間期を通じて続いた、これが二度目である。そして、前二回は、過剰生産手段の大量破壊という、世界大戦に至って終結している。そして第三回目が、一九七五年以降、オイルショックという現象で始まった世界的な過剰生産恐慌と、その後今日まで永々として続いている、今回の不況の状態（その間、バブル景気などもあつたが、基本的には、過剰資本の行き場がなく、不動産や投資マネーゲームに金が動いただけで、生産そのものの増大ではない）。

こうして、資本主義が始まってから三度目、戦後になって初めて遭遇した「特殊な性格の不況」期は、今までの経験では、①戦争の様な形で、生産設備を大量に破壊するか。②生産手段を資本家から奪い、社会有に、すなわち社会主義にするか。③一部の資本家とエリートだけ生き残り、圧倒的多くの勤労国民は、喰うや喰わずで我慢をさせられる社会か。この三つしかなかった。一九七六年に当時東ドイツのマルクス経済学者J・クチンスキー氏も、七五年以降の不況を、この「特殊な性格の不況」と位置付け論文を発表している。

「特殊な性格の不況」の中での大競争

第二次大戦終結後、社会主義世界体制の成立、発展途上国の独立に対して、一方で世界資本主義体制の建設を、強大な資本を持つアメリカの経済力と軍事力を中心にして再編成をしていった。一九四五年、IMF・GATT（国際通貨、自由貿易協定）通称ブレトン・ウッズ体制、帝国主義戦争の原因の一つに市場のブロック化、閉鎖性にあることから資本主義は各国相互に自由に貿易、自由に市場として開放してきた。これが、また皮肉にも、コストの安い日本や技術力の高いドイツの経済を活発にし、軍事力の負担や貿易赤字でアメリカが衰退していき一九七三年には、金・ドル交換停止、変動相場制へ移行せざるを得なくなった。そして、一九七五年の恐慌、世界的不況期に突入した。アメリカはレーガノミックス、イギリスはサッチャーイイズムなど行革規制緩和で制度を変更し、大量の首切りと組合つぶしで乗り切った。日本やドイツなどは先端技術を生産の場に導入することにより、徹底した合理化と生産性向上により、コスト削減を計った。特に日本の場合はこの合理化を推し進めるために「連合」を結成し労資一体で生産性向上、コスト削減を計った。さしものアメリカもたまたまらず、安い商品はどんどんアメリカ市場を食い荒らし、貿易赤字の拡大を促進した。

こうした状況を背景にアメリカでは「管理貿易」「保護主義」の台頭となってきた。それが、一九八五年のプラザ合意へと進むことになるのである。このプラザ合意を期に、急速に円高が進み一ドル一〇〇円台となる。さらに、情報、通信技術の進歩により、世界のリアルタイム化と、航空、船舶、流通・運輸などが飛躍的発達する一方で、一九九一年ソ連・東欧社会主義の崩壊、中国の市場経済論などあいまって世界は生き残りを賭けた大競争時代の幕開けとなるのである。大小資本は、国境を越え、市場を求め、生産拠点を求

め、安い労働力を求め、安い税金を求め、動き回り始めた。大競争時代とは、資本が生産性向上運動によりコストを削減し、少ない世界市場で勝利をおさめていくことである。したがってこれは、資本主義の構造的行き詰まりの中から発生しているのであり、この競争戦は避けて通れなく、もはや引き返せない片道切符である。

橋本五大改革と日本の「行革・規制緩和」の特徴

日本が、この競争戦を闘って生き残っていくためには徹底した合理化により、コストの削減、生産性の向上を計る以外に道はない。そのために戦後、高度成長期に作られてきた政治および経済システムの総決算、総破壊を行い、今後の国際化、他国の資本（企業）との競争に生き残れるように国内制度を改めることである。行政、財政、社会保障、福祉、経済、金融システムさらに教育などを、全一体として、戦後制度の大変革、国家改造計画である。狙いは、どれ一つとっても「反労働者的」であり、すべて「反勤労国民的」なものと断じられる。政治的、軍事的にはアメリカを中心とした世界資本主義体制の再編成であり、経済的には資本の弱肉強食競争を奨励する、新自由主義である。

行政で言えば、小さな政府、小さな公務員、小さな福祉、民営化、外庁化（エージェンシー）など、公的部門に競争原理を導入し、徹底した外注化、効率化により首切を計るのである。

財政なら、独占と自民党政府が勝手に作った「赤字」。我々働く者に何ら責任のない二四〇兆円と言われているものをすべて、国民負担と増税に転嫁する。消費税率のアップを始め、医療保険の患者負担分の増大や年金の支給年令の引上げなど。

経済では自由化の名のもとに農林の切り捨て、高コストが産業空洞化を促進すると脅かし、運輸など内需産業の徹底した合理化と生産性向上を計る。そのために、労働条件などの規制を撤廃し、首切り自由、労働条件のともどもない悪化と低賃金体制作りを狙っている。

金融では、野村、第一勧銀を徹底的に叩きながら、金融ビッグバン（抜本的改革）、規制緩和で大蔵省、日銀を頂点として発展してきた戦後日本の金融、証券、保険システムなど持ち株会社の解禁などと併せ、独占の自由意志、自由参入を目指している。

そして教育は、そうした時代の総資本の要請に答える国際化（？）にふさわしい人材の育成を計ろうとしているものである。

「行革・規制緩和」にはきっぱり反対を

したがって、「良い行革」と「悪い行革」とがあるとか、「良い規制緩和」「悪い規制緩和」などがあるなどと、態度をあいまいにすべきではなく、きっぱり反対、絶対反対の立場に立って考えねばならない。思想的に、戦略的にハッキリしないと戦術的にもあいまいになってしまうからである。今日の社民党や労働組合はまったくその点があいまいである。これでは闘いにならない。なぜなら、帝国主義的政策に巻き込まれて、今日の「不況」の時代を、資本と一緒に力を合わせ乗り切り、克服していくことが党や雇用を守る道だと考えて、政権入りした「村山」や、それを促した「連合幹部」の考えはまさに資本の思想と

一体である。だから、いろいろな理由をつけて、キツパリ反対と言いつつ切れないのである。政権入りした時点で「社民党」や「連合」はもはや質的变化を起こしたのであり、この組織は、労働者を敵に売り渡す敵対物に変化してしまったのである。したがって、これを「変えよう」「この党の支持も仕方がない」などは、まさに欺瞞的行為であると言えよう。

もちろん、そうした変化と、質的变化に気付かず、その中で活動している人にその間違いに気付いてもらうための活動は大切なことだとは思いますが、「社民党」や「連合」そのものを変えようとするのは大きな間違いであることを、肝に命じなければならぬと思う。ましてや、そういう政党に政治資金（動員費やカンパ）などをするのは労働者にとって自分の首切りをする人に金をやるようなもので断じて許されない。

行革・規制緩和の攻撃を全体的に把握すれば、資本主義の構造的変化を背景に、出てきており、それらすべては反労働者的事であることがわかる。したがってまず、きつぱり反対の態度をとれるかどうか闘争の出発点である。（つづく）

労働基準法女子保護規定の廃止について

— 日本労働弁護団幹事長声明 —

一、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案」（以下「本法案」という）には、均等法の改正とともに、労働基準法上の女性に対する時間外・休日労働および深夜業規制（いわゆる「女子保護規定」）の廃止が盛り込まれているが、当弁護団は、男女共通の時間外・休日・深夜労働規制が殆どない現状のまま「女子保護規定」の廃止のみが先行していくことには反対である。少なくとも、時間外・休日・深夜労働についての男女共通規制が実現されるまでは、本法案の女子保護規定廃止部分についての施行を延期すべきである。

二、すなわち、「女子保護規定」の廃止にあたっては、基礎的条件整備として、国際公正労働基準に則った男女共通の法規制がなされることが不可欠の前提であるにもかかわらず、現状は男女共通規制がなされておらず、このままでは「女子保護規定」の廃止のみが先行することとなる。

国際的な「女子保護規定」廃止についての共通認識は、妊娠・出産に直接かわる以外の女子保護規定については男女共通の保護や労働条件規制を設定し、男女がともに人間らしい労働条件を維持し、また、男女がともに家族的責任と仕事及び社会的活動への参加を実現させるものとする所にある。たとえば、女性差別撤廃条約では、従来「母性保護」としてひと括りにされてきたものを、①妊娠や出産に直接かわる保護、②家族的責任に関する保護、③労働条件の男女平等をベースとした保護の三つに分類し、②③について男女共通の保護への方向を示している。また、ILO一五六号家族的責任条約・一六五号勧告でも、家族的責任を負う男女労働者の機会均等のためには、家族的責任を負う労働者を保護する他、一般労働者についても労働時間の短縮を図るなど労働条件の引き上げが不可欠であるとされている（いずれの条約も日本は批准済み）。

「女子保護規定」の廃止は「男女共通の保護」への組み換えであり、そのためには、「男女

共通の保護」として十分な水準を維持した新たな枠組みが用意されなければならない。

しかるに、日本の現状は、男女共通の規制としては、いわゆる三六協定の締結規定（労基法第三六条）ないし賃金割増規定（同第 条）だけであり、三六協定さえ結ばば無制限に労働させることができる。三六協定を締結するにあたって、労働省は一応月四五時間程度を目安時間としているが、目安時間に法的拘束力はなく、しかも、この目安時間自体が後述する国際公正労働基準からすればかなり緩いものである。また、そもそも三六協定すら結ばず時間外・休日労働をさせている企業や、三六協定を一応結んでもそれに違反して長時間働かせる企業が多数存在し、それらに対して、有効な法的規制は及んでいない。

本法案において、小学校就学前の子を養育する労働者の深夜業免除請求権は盛り込まれたものの、①時間外・休日労働には規定がないこと、②対象労働者が極めて限定されていること（子が小学生以上の労働者や勤続一年未満の労働者は除外、労働省令での広い除外が規定）、③「事業の正常な運営を妨げる」場合には権利行使できないこと、④深夜業が免除された場合の他の時間帯の就労の保障規定がないこと、などを養育する労働者の保護という点だけからみても極めて不十分である。

三、もし、このような現状のまま「女子保護規定」の廃止のみが先行すれば、女性労働者を低賃金で深夜時間帯に大量に働かせたり長時間労働に従事させるなど、無限定に使用することを許す結果となる。それは、多くの女性たちを非人間的な働きすぎ状態に導くだろう。

すでに、現在、女性の時間外・休日・深夜業が解禁されている職場では、心身への負担や生活に及ぼす深刻な影響が明らかになっている。たとえば、民間放送の職場でのアンケート調査（民放労連女性協議会一九九五年実施）では、週一〇数時間から二四時間を超える長時間残業をこなしているほぼ全員が、生理不順や慢性的な体の不調を訴えている。また、看護婦の職場では、準夜と深夜を連続勤務する二交替勤務が導入され始めているが、そうした職場のアンケート調査によれば（日本医療労働組合連合会実施）、実に七五％が疲労を訴え、夜勤後の週休も「ボーとして過ごした。」が四〇％、「寝たり起きたり」が二六％と私的生活も侵害されている結果が現れている。もし、男女共通の規制がないままに「女子保護規定」の廃止が実施されれば、こうした深刻な問題が女性労働者全般に拡大していく恐れが極めて高いと言わなければならない。

また、現在の日本の男性労働者の長時間労働や単身赴任などの滅私奉公的な働き方は、家事育児などの家族的責任の一切は妻（女性）が負担するという性的役割分業によって支えられている。長時間労働が規制されなままであれば、家族的責任を担う女性たちのなかでは、長時間労働のもとで働きつづけることができず、仕事をやめて専業主婦になるか、雇用から受ける利益の少ないパートタイム労働のような雇用形態やコース（例えば一般職）を選ばざるを得ないものが多数にのぼるであろう。性による職域分離や男女間賃金格差は増し、男女差別が一層拡大する結果となる。

四、衆議院での委員会審議のなかでも、各党および参考人より、上記、男女共通規制がないまま女子保護規定が廃止されることの問題性は強く指摘された。しかし、審議の結果は法的拘束力のない付帯決議がなされたに止まっている。

また、付帯決議の内容についても、「女子保護規定」の解消による急激な変化を緩和する適切な措置の中味や時間外労使協定の適性化指針の実効性を高める方策の具体的中味は中央労働基準審議会での審議に委ねており、曖昧なままである。新たに女性労働者に深夜業をさせる場合の負担軽減のための就業環境整備の指導についても、その具体的な内容には触れられていない。

中央労働基準審議会では、未だ、男女共通規制についての具体的審議にも入っておらず、深夜労働については将来男女共通規制についての審議に入るのか否かすら定かではない。現状のままでは「女子保護規定」の廃止の実施のみが先行することとなる。それが、男女労働者の労働条件の低下、男女職域分離・女性労働者への差別を逆に拡大することは前述したとおりであり、当弁護団としては到底看過することができない。(弁護士 徳住堅治)

リ ス ト ラ に 抗 し て

— 組合役員選挙に立候補しました —

MM化・国際化という妖怪 「世界の大競争時代に生き残れる体制を可及的速やかに整え(「規制緩和」し、国内産業構造を転換する)、新たな国家戦略を展開していく必要がある」 「国境を越えた大手通信企業(メガキャリア) 同士の激しい主導権争いが展開され、すべての通信サービスをまとめて提供する国際ネットワークを構築しないかぎり生き残れない」

このため、NTT本体をスリム化する一方、現業的業務を子会社化・委託化し、効率化を図り、MM化・国際化に対応する。―これが、政府・資本、そしてNTTの意思である。「競争」の渦に こうして今、①情案・電報部門の全面委託化、②所内系保全部門(NWC・専用・通機・NMC)のTE事業化、③ソフトウェア事業化等が行われ、これによって全国でおおよそ、六〇七万人が影響を受け、二万人が外向させられようとしている。

また、「NTT再編法案」は、すでに衆院で可決され、参院に送られた。二年後には、持株会社のもとに、長距離・国際会社(民間会社)と東西の地域会社(特殊法人)に分離・分割され、国際間、東西間、そしてTE社、NTT-F社、TNet等との「競争」が作られ、外国も含めて合従連衡が進む。働く者が、「競争」の渦に巻き込まれる。

差別・分断・分散化 今、行われようとしている広域集約、TEへの事業化等は、右表のように多くの働く者に配転・職転を強要する。だが、すでに記したように事態はこれにとどまらない。資本はこう言う。

「会社が別々になると、一律だった給与や人事制度など社員の待遇も企業間で格差を付けられるし、リストラに利用できる」と。

働く者の権利・既得権、職場を奪い、身軽にし、大競争時代に生き延びようというのだ。すでにNTTデータでは、管理者に「年俸制」(最大二〇%の格差)を導入、来年度から一般社員に導入の方向だ。今春労使間では「中堅となる若手社員層に配慮」とともに、中高年層の活性化を図る」とし、業績重視の賃金体系をより強化する方向で合意している。TE関西では、①「生産性向上」と称し「ジャンパを一日何本実施したか」を問題にする一方、②退職促進制度の確立、③役職定年制の導入を意図している。

加えて、労働法制の改悪（規制緩和）によって、職場には派遣労働者が拡大し、正規労働者、キャリアスタッフ等、さまざまな雇用形態が生じ、労働者間の差別・分断が入りやすくなる。

政府・資本、そしてN T Tは、働く者が勝ち取ってきた諸権利をM M化・国際化、そして「規制緩和」の名のもとに、徹底した競争下にさらし、人減らし合理化を画策していることは間違いない。

つかみ・知る こうして今、子供の教育、老親の世話、住宅ローン、そして老後、日々生活し、生きる私たちにとって「安心して・健康で働き続けられるか」が最大の関心事となっている。

「この間の『出向調査』では、一度も出向を希望したことがないのに今回これまで携わってきた仕事はT Eだ、という。今更、新しい仕事を覚えるのも苦痛だが、『T Eへ出向希望します』と言うのも本当に苦痛だ」「T Eに仕事があるのか」「行った先でまた飛ばされるのではないか」「せめて通勤距離の近い所にしてほしい」「T Eの条件はどうなっている」「合理化に振り回されたくない」と仲間は、悩み・苦しんでいる。ところがいまだ「T E東京の諸労働条件は、N T T同等以上となっている」（『関東中央』No二十一）という情報だけで、会社からの具体的説明はない。そして、「O OさんはT E」といった噂だけが一人歩きしている。

N T Tと雇用関係を結んでいる労働者を他の会社へ出向させようと言うのだ。一人ひとりが家族や仲間と話し合い、判断できるよう①賃金・各種手当、②各種労働条件、③将来展望等を明らかにするのは当然のことではないか。直ちに、明らかにしてほしい。

連帯・団結を、一歩前へ 職場は、悩み・苦しみ、怒っている。だが、怒りはあっても「見通しがない」だけでなく「戦えばかえって弾圧されるのではないか」「嫌がらせをされるのではないか」という怖さも併せ持っている、我漫させられている。そして、バラバラにされている。資本の言いなりになって「競争」させられてしまう。

いよいよ厳しい状況が待ち受けている。これを座視せず、「定年まで働き続けるための条件は何か」「このままでいいのか」話し合い、討論しよう。みんなが「ここなら頑張れる」条件を探り出そう。反撃の力は、労働者の連帯・団結。

今年また、組合の大会シーズンを迎えた。私たちは、組合大会・委員会で「定年まで安心して健康で働き続けられる職場を！」と訴えたい、職場の声を届けたい。

今こそ現場の声を全国大会へ

—「郵政民営化」宣伝をはねのけて—

我々全通の全国大会は七月九日より岐阜・長良川で開催されます。行財政改革の名のもと「郵政民営化」の攻勢はいよいよ強まり、一方で新夜勤などの労働条件の劣悪化、営業の強制や人事交流の本格化は、自殺や退職に追い込まれる仲間の増大を引き起こしている。我々組合員の健康・生活・職場を守る真の労働組合こそいま求められています。

今年から改正された大会代議員の選挙制度は推薦制の導入により、これまでよりも

す現場組合員の声が反映されにくい制度になっています。東京中部ブロック（旧中部地区）は代議員定数が六名と減らされているのです。このなかで新東京、中郵、国際、神田の現場組合員六名が、民営化を吹き飛ばし、仲間を守る全通を、と立候補しています。全国大会へ中部の現場労働者一人一人の声を届けるために、六名の我々の代表にマル印で支持をお願いします。

「民営化」をブツ飛ばせ！ 世は上げて「行革・規制緩和」の大合唱。そして「郵政事業民営化宣伝」である。しかし、その一方で大会社はボロ儲け、政治家・官僚・資本家の悪徳・腐敗は次から次へと止まるところがない。他方、労働者をはじめ勤労国民はリストラ就職難、労働強化、賃金抑制と労働条件は悪化し、税金・年金・医療と、生活の不安が重苦しく広がっている。郵便局も同じだ。「チーム活動」「営業活動」「ゆうメイトの大量雇用」「局内外人事交流」「新昇格制度」「七桁番号制」などどまさに『民営化無き民活化』である。この労働条件の悪化の下で、郵政職場でも自殺、退職に追い込まれる仲間が増えている。そしてまた、仲間同志で競争しイガミ合う職場になりつつある。

もう沢山だ。一九七五年「スト権スト」以来、一九七九年「四月二八日大量処分」以来一〇年、二〇年、ガマンにガマンを重ね、後退に後退を繰り返してきた。「民間企業に負けないために」「民営化されないために」。もう沢山だ！ 退がれば退がるほど、縮こまれば縮こまるほど、相手は押し込んでくる。俺達の健康は、俺達の生活は、俺達の将来は誰が守ってくれるのか。自分自身の手で守るしかない。

もう沢山だ。イギリスやフランスの労働者のように「ノー」という声を上げよう！
不当な選挙制度反対 組合員の皆さん！ 今回の全国大会の代議員選挙制度はまったく不当、不正極まりないものです。十一名の東京地本枠（東京選挙区）を別に設けて、そこには実質上、対立候補が立候補できなくしてある。地本・支部の推薦がなければ立候補できないのだ。残り二十一名の枠を、旧地区本部ブロックに割り振って、「選挙させてやる」という代物だ。あらかじめ地本・支部の幹部役員枠を確保し、違う意見を持つ組合員を排除するという、非民主的な制度である。だいたい今までの選挙制度でも、「完全連記制」（定数どおり候補者すべてを選ばなければ無効となる）という、時の指導部に絶対有利な制度だった。それも時の指導部が落選しそうになると、選挙区を「局単位」から「事業ブロック」に拡張、そして「地区全体」に拡張してきた。そして今回は専従役員に指導者、おえらがたの指定席を別枠で作ってしまった。こんなのが「公平・公正・民主」を旗印にする組織の選挙制度といえるだろうか。

不当・不正な選挙制度反対！「完全・秘密・単記」選挙制度を作れ！
全通綱領を守ろう！ 今年の大会の焦点の一つは「綱領」の廃止である。「平和を愛し、民主主義を守り、社会主義日本を希求する」という崇高な労働組合の「憲法」を廃止し、「国民に愛され、必要とされる社会システム・郵便局を守ろう」という「ビジョン二十一」を綱領的文書にするのだそう。

これを別の言葉で言えば「労働者の生活と権利を守り、社会的地位の向上を図る」運動から、「郵便事業を守り、郵便事業の中に生きがい・働きがいを見出そう」という運動に正式に切り換えると言う事である。

労働組合から従業員組合、職員団体に正式に生まれ変わろう、というものだ。いま「憲法の危機」が叫ばれている。しかし、憲法改正には両院の三分の二の賛成で発議ができる。国民一票投票の過半数の賛成を得て始めて改正ができる。

しかし、我々の憲法・綱領は発議されたかどうかもアイマイなまま、それがどういう意味を持つのかも十分討論されないまま、もちろん、組合員一票投票があるわけでもなく、チリ紙のように捨て去られようとしている。

民主主義を守れ！ 労働組合を守れ！ 組合員一人一人の声を全国大会に！

「和解勧告」をこう考える

— 国労・帯広闘争団 —

帯広闘争団としては、今日まで積み上げた闘いの到達点として確認しながら、

①東京地裁が「当事者適格」の判断の前に、JRそして清算事業団(国)が解決の席に着くようにとの「意見」を出したことは、この間の運動の積み上げがあったこと(百万署名等)、かつ現時点で裁判所が「和解」を呼びかけたことは運動の前進面としてとらえる。

②しかしながら、本件の発生が「分割・民営化」に名を借りた国労潰しであったことⅡ国労敵視の差別政策の結果である以上、差別Ⅱ不当労働行為の認定とその是正が前提となる(当然にも、解雇された者だけの問題ではないし、現在もJR内で続く国労差別や、広域・再就職者の問題でもある)。

③そうである以上、「裁判所の意見」には触れられていない差別Ⅱ不当労働行為の存在を前提とした「和解」の席でなければならぬと考える。

④そのために、当面は「不当労働行為の責任はJRにある」との大衆運動を強化し、東京地裁に「公正な判決」を求めながら、JRがこれ以上の紛争解決の遅延を図ることなく和解の席に着くよう運動を進める。

⑤あわせて、解決の引き延ばしをはかるJRを追い込むためにも、「連帯する会」の会員拡大や闘争団の生活・闘争体制の強化をはかっていく。

以上のことを明らかにし、再度、闘争団や地域の仲間が闘ってよかったと納得できる解決をめざし全力をあげることとする。

資料一 国労「回答書」(一九九七・六・一七)

和解の席への格段の努力を

五月二八日の弁論の際、裁判長から示された「裁判所の意見」を受け止め、和解の席に着くことにいたします。ご指摘のように採用差別に関する紛争が発生してから一〇年の歳月が流れました。さらに紛争が長引けば、労使双方の不幸はより大きくなります。私どもは全力を上げて紛争の早期抜本的解決を目指して努力する所存です。

裁判所の「意見」にもとづいて和解の席が設けられるよう、格段の努力を要請する次第です。

合 意 形 成 に 努 力

去る五月二八日の口頭弁論において御庁より要望された和解の席に着くことについては、当委員会としては、異存ありません。

国鉄から原告を含む新会社への移行時における労使紛争は、発生以来十年余り経過しておりますが、本件以外にも、なお多くの事件が当委員会に係属しているほか、新会社発足後も新会社と補助参加人である国鉄労働組合等との間で少なからず労使紛争が発生し、各地方労働委員会に、更には当委員会に多数の不当労働行為事件が申し立てられ、係属している状況にあります。原告を含むいわゆるJR各社は、毎日膨大な旅客や貨物を輸送するという極めて公共性の高い事業を行っており、そこでの労使関係の安定が強く望まれるところであります。したがって、これらの紛争の早期かつ全体的解決のために、御庁において関係当事者が和解のための話し合いを行うことは、大変有益なことであると考えます。

なお、御庁の要望された関係者による和解のための話し合いが開始される場合は、当委員会としても、合意形成に向けてできる限りの努力を行ってまいりたいと考えていることを申し添えます。

眠っている古典を開いてみませんか

—「松山古典学習会」三つの効用—

その一、資本論が良く分かる 四月から電車通勤に変わり、その時間を利用して古典を読み始めた。今三冊目、何と『資本論』を読んでいる。十三年ぶりの再会である。ところが十三年前にはチンプンカンプンの本だったのに、あら不思議、なぜか「なるほどなるほど」と、乾いた砂に水が浸み込むがごとく内容が頭に入ってくる(ちよつとオーバーかな) そう、松山古典学習会でやっている『経済学批判』は、荒削りの資本論だったのだ。そしてある面では資本論よりも詳しく書かれている。ズバリー私にとって資本論の入門書だったのだ。

その二、集中力が身に付く もうすぐ二十一世紀を迎えるこの時代に、古典なんか読んでも何になるのか、そう思っている人は多いと思う。特に若い人はほとんどそうじゃないだろうか。古典を読んでもまず感じることに。「どうしてもっと分かりやすい表現が出来ないのか」「回りくどい言い方ばかりするのか」だから集中して文脈を追いながら読み進んでいかないと、なかなか頭に入ってこない。前の席のかわいい子にちよつとでも目がいつてしまつと、もうその瞬間、今まで頭の中で組み立てていた理論は一気に崩れ、消え去ってしまう。集中力なくして、古典は読めない。集中力、持続力の鍛錬にあなたもいかがですか。

その三、本代が節約できる マンガは一度読んでしまつと後はポイ。推理小説も犯人が分かっちゃえばそれで終わりだ。ところが古典だけは、何度読んでも常に新鮮、その度に新しい発見に出会える。一粒で二度おいしいのはグリコのキャラメルだが、一冊で何度でも楽しめる、それが古典なのだ。古典の楽しさを教えてくれたのがこの学習会だった。

時間はあるんだけどお金のない人などは、ぜひ本棚で眠っている古典を開いてみませんか。そして「楽しい」と思えたらもうあなたはマルクシストの仲間入りです。(大西 滋)

◇読者からのおたより◇

職場・地域で 私たち千葉新社会党は千葉市長選投票日(六月一五日)をひかえ、立候補はできないものの機関紙拡大運動を進めています。稲毛地区協議会では七月二七日、はじめて「平和の集い」を行うことを決め準備しています。職場では私鉄総連大会にむけ、春闘総括をふくめ、職場からの意見書作りを進めています。何かをやらないと暗くなってしまう中、今、目標を定めシコシコやっています。(千葉市・〇)

編集部より 〇さんの活動、行動力にはいつも感心させられっぱなし。私もがんばる。**JRは不便だ** 余市へ行くのに時刻表を調べたのですが、とても不便。JRになってから大都市間の列車、とくに特急列車の本数は爆発的に増えたのですが、ローカルの地域へ行くのはたいへん本数が少ないのです。ふだん、帯広⇨札幌間しか利用していないので時刻表を見てビツクリ。JRになったとたんに大都市にはやさしく、地方には不親切になったことを痛感。これでは公共交通としての役割は果たすことはできません。表面上はサービスクラス充実に見えるが、内実は全く反対のことがやられているのです。(帯広・みんな)

編集部より 私も同じ想いです。北海道だけじゃありません。地方が切り捨てられるのです。「弱者」ですからね。規制緩和、民営化の帰結です。

新型区分機が大爆発事故 東京の成城郵便局で五月三日、試行中の新型区分機(改造型)のプリンタ制御部が爆発し、職員一名が飛んできたプリンタカバーにあたり、下顎を負傷し入院するという事故が発生した。この区分機は、平成十年二月より導入される郵便番号七ケタ制のもので、郵便物にバーコードを印字するインクジェットプリンタが使用されている。当局調査による事故原因は、インク等が回収ボルトをオーバーフローするほど異常に流れ込み、インクジェットプリンタ制御部の電気室内に通っている、本来、空気のみを通すエアラインパイプに混入、たまたま生じていた亀裂からアルコール分が気化し、これに引火したというものである。ただし、引火原因については、静電気によるものでないことは確認できたものの、特定できていない。機械に頼りきった業務内容に警鐘を鳴らしているような事故であったような気がする。

(郵便分会 発)

「通信」よんでます 先日社会通信の「見本」が届きました。通信は八八年三七五号から愛読させていただき今日に及んでおります。今、社会通信がなければ、適格な情報を知り得ることができず、活動をしていく上で本当に重宝な学習資料として一番楽しみにしている機関紙のひとつでございます。「週刊新社会」と合わせて今最も身近な機関紙として購読している一人でございます。尚、先日送っていただきました「見本」はよろしければ拡大誌として頂ければ知人にすすめたいと思います。いかがなものでしょうか。知人が購読するようであれば、私と同じように長崎のM氏取り扱いでいいでしょうか。(長崎・M)

編集部より たいへん失礼しました。こんなにもご丁寧なおたよりいただき恐縮しております。読者ふやしていただければこれ以上嬉しいことはございません。